警備甲達第 1 9 号 号 号 第 1 9 号 号 号 章 第 5 号 号 号 音 章 第 5 号 号 号 号 音 章 第 5 号 号 号 号 号 音 章 第 1 3 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察大規模災害対応業務継続計画の制定について

福井県警察の大規模災害発生時における業務継続計画については、福井県警察大規模 災害対応業務継続計画の制定について(平成24年警備甲達第9号。以下「旧通達」とい う。)により、運用してきたところであるが、その内容について所要の見直しを行い、別 添のとおり「福井県警察大規模災害対応業務継続計画」を新たに制定することとしたので、 その対応に誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

福井県警察大規模災害対応業務継続計画

令 和 5 年 3 月

福井県警察本部

目 次

第1章	総則
第1	本計画の目的
第 2	実施方針等
1	実施方針
2	2 福井県公安委員会への報告
9	3 警察署における対応
第3	想定する災害
第2章	実施体制等
第1	実施体制
第 2	業務継続実施責任者
-	
第3	
]	
2	2 業務継続実施副責任者の任務
第3章	非常時優先業務
第1	業務の分類及び大規模災害発生時における執務の方針
1	71. V. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7.
2	2 大規模災害発生時における執務の方針
3	
第 2	非常時優先業務の特定
1	業務影響分析の実施 :
2	2 非常時優先業務の特定
第 3	人員の把握 :
第4章	業務継続のための執務体制の確立
第1	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2 平素の措置
第 2	職員の安否確認等
1	
2	
第5音	業務継続のための執務環境等の整備 。

第1	宁舎機能の確保等	4
1	庁舎	4
2	電力	4
3	エレベーター	4
4	什器転倒防止措置	4
第 2	負傷者等への対応	4
1	負傷者の救護	4
2	医療体制の確保	4
3	来庁者への対応	5
4	帰宅が困難となった職員への対応	5
第3	食料、装備資機材等の管理	5
1	備蓄食料等の補給及び管理	5
2	災害用装備資機材の管理	5
3	事務用物資等の管理	5
第4 代替施設 :		
1	代替施設の確保	5
2	災害警備本部等の移転	6
3	移動方法	6
第5	青報通信の確保等	6
1	情報通信の確保	6
2	情報システムの維持	6
第6章	教養訓練	6

第1章 総則

第1 本計画の目的

本計画は、大規模災害が発生した場合において、福井県警察(以下「県警察」という。)及び中部管区警察局福井県情報通信部(以下「情報通信部」という。)(以下総称して「県警察等」という。)が、各種の業務阻害要因に適切に対処しつつ、優先度が高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 実施方針等

1 実施方針

本計画の実施に当たっては、警察本部、情報通信部及び警察署(以下「各所属」という。)が相互に連携し、大規模災害の発生時における治安の確保に万全を期するとともに、福井県知事部局等関係機関とも連携し、総合的な業務継続の推進に寄与するように努めることとする。

なお、本計画の内容については、絶えず検討を加え、必要があると認めるときは、 これを変更するものとする。

2 福井県公安委員会への報告

本計画の実施状況については、大規模災害の発生状況に応じて、時機を逸することなく福井県公安委員会(以下「県公安委員会」という。)に報告し、県公安委員会の管理の下、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施に努めるものとする。

3 警察署における対応

警察署においては、管轄区域の特性に応じ、この計画に準じた業務継続計画を策定し、相互に整合性を図るものとする。

第3 想定する災害

本計画は、福井県地域防災計画・震災対策編に基づき、過去において福井県に最も 影響のあった福井地震(マグニチュード7.1)及び敦賀市付近を震源とする地震 (想定マグニチュード7.2)の発生に伴う災害(原子力災害を含む。)を想定する。 この想定に基づく、警察本部庁舎機能の状況は、大規模災害発生時の本部庁舎の状況 (別表第1)のとおりと予想される。

なお、業務継続性を確保するためには、その前提となる庁舎機能を確保することが極めて重要であることから、あらゆる可能性を考慮し、最悪の事態に備える観点から、この計画では警察庁舎(以下「庁舎」という。)の機能が喪失する場合も想定することとする。

第2章 実施体制等

第1 実施体制

大規模災害が発生した場合は、福井県警察大規模災害警備計画(令和4年警備甲達第2号別添)又は福井県警察原子力災害警備計画(令和4年警備甲達第3号別添) (以下「災害警備計画」という。)により、災害警備本部を設置し、同本部が中心となり本計画を発動するものとする。

第2 業務継続実施責任者

1 業務継続実施責任者の指定

各所属に業務継続実施責任者を置き、各所属の長をもって充てる。

2 業務継続実施責任者の任務

業務継続実施責任者は、大規模災害の発生時に継続すべき業務を的確に推進するため、警察職員(以下「職員」という。)に対する教養及び職場環境の整備を実施するとともに、本計画に定められた業務を行うものとする。

第3 業務継続実施副責任者

1 業務継続実施副責任者の指定

各所属に業務継続実施副責任者を置き、警察本部の課(課に準ずる組織を含む。) にあっては次席又は副隊長を、警察学校にあっては副校長を、警察署にあっては副 署長をもって充てる。

2 業務継続実施副責任者の任務

業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行するものとする。

第3章 非常時優先業務

- 第1 業務の分類及び大規模災害発生時における執務の方針
 - 1 業務の分類

各所属は、大規模災害の発生時においても警察の役割を的確に推進するため、所 掌する業務をあらかじめ災害応急対策業務(災害警備計画に規定する災害発生時に おける措置をいう。以下同じ。)、継続の必要性の高い通常業務(電力・通信等の ライフライン及び公共交通機関の途絶、職員及び職員家族の被災等、人的・物的資 源に制約がある状況下においても、災害応急対策業務と並行して継続する必要性の 高い業務をいう。以下同じ。)及びその他の通常業務に分類するものとする。

- 2 大規模災害発生時における執務の方針
- (1) 県警察等は、大規模災害が発生した場合には、災害応急対策業務及び継続の 必要性の高い通常業務(以下「非常時優先業務」という。)の実施に必要な人 的・物的資源を確保するため、その他の通常業務は、積極的に休止し、又は非常 時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。
- (2) 県警察等は、被害の拡大状況や非常時優先業務の実施状況等を踏まえつつ、 限られた人員を柔軟に運用することで、非常時優先業務の実効性が最大限確保されるよう努めるものとする。
- (3) 県警察等は、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう留意するものとする。
- 3 計画の発動等
- (1) 県内に震度 6 弱以上の地震が観測された場合、その他本部長が必要と認める場合は、治安状況や各種業務の停止による県民生活への影響等を勘案した上で、 非常時優先業務へ移行するものとする。
- (2) 県警察等は、電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の復旧等により、 その他の通常業務の実施に必要な人的・物的資源が確保されたときは、本部長に 報告の上、その他の通常業務を順次再開するものとする。
- (3) この計画による業務継続の必要がなくなった場合は、本部長の決定により通

常体制に復帰するものとする。

第2 非常時優先業務の特定

- 1 業務影響分析の実施
- (1) 県警察等は、非常時優先業務を特定するに当たっては、個々の業務が停止した場合に、県民生活等に与える社会的影響を評価する分析(以下「業務影響分析」という。)を行うものとする。
- (2) 業務影響分析は、業務が2週間程度停止した場合を想定し、その影響の重大性を影響の重大性の評価基準(別表第2)に基づき評価することにより行うものとする。
- 2 非常時優先業務の特定

県警察等は、業務影響分析の結果、影響の重大性が「中程度(レベルⅢ)」以上と評価した業務を非常時優先業務とし、影響の重大性が「小さい(レベルⅡ)」以下にとどまると評価した業務については、原則として非常時優先業務から除外するものとする。

なお、県警察等における非常時優先業務は、非常時優先業務一覧表(別表第3) のとおりとする。

第3 人員の把握

業務継続実施責任者は、平素から職員の応招又は参集予定時間の把握に努めるともに、職員の一部又は大半が業務に従事できないことを想定して、非常時優先業務を実施するために必要な人員をあらかじめ把握しておくものとする。特に、非常時優先業務について専門的な知識を有する職員が必要となる場合には、当該職員の代替職員をあらかじめ定めておくなどの措置を講ずるものとする。

第4章 業務継続のための執務体制の確立

第1 招集及び参集

1 体制の確保

県警察等は、大規模災害が発生したときは、災害警備計画等の定めるところにより職員の招集及び参集を行い、非常時優先業務を実施するための体制を早期に確保するものとする。

2 平素の措置

職員は、大規模災害発生時には公共交通機関が利用できない可能性が高いこと、 及び道路についても火災や建物の倒壊等により通行できなくなる可能性があること を念頭に置き、平素から複数の参集経路、参集方法及び参集に要する時間を確認し ておくものとする。

第2 職員の安否確認等

1 職員の安否確認

業務継続実施責任者は、福井県警察大規模災害時等緊急連絡システム運用要領 (令和4年警備甲達第8号別添)に定める大規模災害時等緊急連絡システムにより、 職員自身及びその家族並びに県公安委員会委員の安否について確認し、集約した安 否情報を災害警備本部に報告するものとする。

なお、大規模災害時等緊急連絡システムが使用できない場合は、携帯電話の電子

メール、有線又は無線通信、災害用伝言板等を活用するなど、適宜の方法により実施するものとする。

2 安否確認方法の周知徹底

業務継続実施責任者は、平素から大規模災害発生時における安否確認の方法等の 周知徹底を図るものとし、職員にあっても、家族間における安否確認の方法等をあ らかじめ定めるよう努めるものとする。

3 職員及びその家族に対する指導及び教養

業務継続実施責任者は、大規模災害の発生に備え、職員及びその家族に対し、自 宅の家具、家電製品などの転倒及び転落を防止するための措置、最寄りの避難所の 確認、家族との連絡手段及び方法の確認、食料の備蓄等を講じるよう指導教養に努 めるものとする。

第5章 業務継続のための執務環境等の整備

第1 庁舎機能の確保等

1 庁舎

県警察等は、大規模災害が発生したときは、庁舎の破損の有無を確認し、必要な場合は、立入禁止等の措置を講ずるものとする。

2 電力

- (1) 県警察等は、平素から非常時優先業務を実施するために必要な非常用自家発電機等の機器類を点検し、大規模災害の発生に備えておくものとする。
- (2) 県警察等は、非常用自家発電機による電力供給が行われたときは、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の電力の使用を抑制するものとする。
- 3 エレベーター

県警察等は、大規模災害の発生に伴い、庁舎内のエレベーターにおいて救助を要する事案が発生したときは、必要な措置を講ずるものとする。

県警察等は、大規模災害の発生に備え、執務室内の書棚、キャビネット、テレビ、 プリンター等の転倒及び落下を防止するための措置を講ずるものとする。また、資料等の散逸防止を図るため、キャビネット、ロッカー等の施錠に努めるものとする。

第2 負傷者等への対応

- 1 負傷者の救護
- (1) 県警察等は、大規模災害の発生に備え、負傷者の応急救護に必要な救護用品を確保しておくものとする。
- (2) 県警察等は、大規模災害の発生により負傷者が生じたときは、救護用品を活用して応急救護処置を行うとともに、負傷状況に応じて医療機関に搬送するものとする。

2 医療体制の確保

- (1) 県警察等は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ対応が想定できる医療機関の資料を作成し、各所属に周知するとともに、緊急事態の対処が長期化する場合に備え、各所属において医療用品及び医薬品の備蓄等を行うものとする。
- (2) 厚生課及び警察署等の担当職員は、緊急事態の対処が長期化する場合におけ

る職員等の健康管理を行うものとする。

- 3 来庁者への対応
- (1) 県警察等は、大規模災害の発生により来庁者を庁舎内に一時待機させる必要があると認めたときは、非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲内において、来庁者を一時待機させるものとする。
- (2) 県警察等は、庁舎内に一時待機している来庁者の待機時間が長時間にわたるなど、非常時優先業務の実施に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、業務継続実施責任者と災害警備本部が調整の上、来庁者を庁舎周辺の避難所等に案内し、又は誘導するものとする。
- 4 帰宅が困難となった職員への対応

県警察等は、大規模災害が発生したときは、道路の損壊、交通機関の途絶等により帰宅が困難となった職員の一時待機場所を確保するものとする。

第3 食料、装備資機材等の管理

1 備蓄食料等の補給及び管理

本部の会計課は、大規模災害の発生時において食料等が入手困難となった場合に備え、備蓄食料等の適切な補給及び管理を図るものとする。

2 災害用装備資機材の管理

本部の警務課及び警備課は、大規模災害に備え、災害用装備資機材の整備充実及び管理を図るものとする。

3 事務用物資等の管理

県警察等は、大規模災害の発生時において事務用物資等が入手困難となった場合に備え、非常時優先業務の実施に必要な事務用物資等の適切な管理を図るものとする。

第4 代替施設

1 代替施設の確保

県警察等は、大規模災害の発生時において、庁舎がその機能を喪失した場合を想定し、災害警備本部等の機能を移転し得る代替施設を複数確保するよう努めるものとする。

(1) 警察本部の代替施設

警察本部の代替施設は福井警察署とする。福井警察署が代替施設として使用できない場合は、鯖江警察署を代替施設とする。

(2) 警察署の代替施設

警察署の代替施設は、災害の態様に応じ、倒壊を免れた隣接の警察施設や自 治体施設等を幅広く選定し、指揮機能の移転や活動拠点として運用できる施設を 複数確保するものとする。

なお、原子力災害発生時における敦賀警察署及び小浜警察署の代替施設については、あらかじめ原子力施設警備隊を指定するが、放射線の影響を踏まえ、運用可能な適切な施設の確保に努めるものとする。

(3) 通信指令機能の確保

通信指令機能については、警察本部機能喪失時における110番通報迂回先

(別表第4) に基づき、管轄する警察署が受理するものとする。

2 災害警備本部等の移転

県警察等は、庁舎の安全が確保されていない場合、その他当該庁舎を使用することが適当でないと認められる場合は、警察本部にあっては警察本部長の指揮により、警察署にあっては災害警備本部と調整の上で、警察署長の指揮により、本部又は署の災害警備本部等を速やかに代替施設に移転するものとする。

3 移動方法

県警察等は、庁舎の機能を代替施設に移設する場合に備え、複数の移動手段、経路等を選定しておくものとし、災害警備本部は、大規模災害の発生時において、警察本部庁舎から代替施設へ移動する経路について、被災状況に応じ最も適切な経路を選定し、職員等に指示するものとする。

第5 情報通信の確保等

- 1 情報通信の確保
- (1) 情報管理課及び情報通信部は、庁舎及び代替施設において、災害発生時の被災状況の把握や迅速・的確な指揮命令、非常時優先業務の実施に必要な情報通信を円滑に確保するため、耐災害性の高い警察通信施設及び情報システムの整備を進めるとともに、維持管理を適切に実施するものとする。
- (2) 情報通信部は、災害警備本部の立ち上げや各管区警察局・都道府県情報通信部、通信事業者等との連絡調整を行う担当職員の代替職員及び代替施設において通信機器を運用管理する担当職員を指名するなど、担当職員等の不在に対応した体制の確保を図るものとする。
- 2 情報システムの維持

情報管理課及び情報通信部は、各種情報システムを運用する担当職員の不在に対応した体制の確保を図るとともに、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、関係事業者等との連絡体制を整備するなど、関係事業者等と連携した障害の対処体制を確保するものとする。

第6章 教養訓練

県警察等は、職員等に対し本計画に関する教養、招集・参集訓練、大規模災害の発生を想定した初動対応訓練等(以下「訓練等」という。)を実施し、業務継続のための手順について周知徹底を図るものとする。

また、情報通信部は、災害警備本部等の立ち上げ、非常時優先業務の実施に必要となる通信資機材の展開等を確実に行うことができるよう中部管区警察局情報通信部等と連携した訓練等を実施するとともに、担当職員の不在に備え、代替職員に対する各種情報システムの操作方法の教養等を実施するものとする。

別表省略